

新旧対照表（ ：改正部分）

項目	改正前	改正後
(8)	上記の立会いにおいて電子黒板を使用する場合は、撮影前及び撮影後に監督員_____より立会い内容の確認を受けること。	上記の立会いにおいて電子黒板を使用する場合は、撮影前及び撮影後に監督員・検査員より立会い内容の確認を受けること。